

常滑市優良工事表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注した建設工事の施工にあたり、特に優良な成績で完了させた建設業者を表彰することにより、工事の施工に対する意欲を高めるとともに、工事の品質の確保及び施工技術の向上を図ることを目的とする。

(審査の対象)

第2条 審査の対象となる工事(以下「審査対象工事」という。)は、表彰を行う年度の前年度(以下、「対象年度」という。)に完了した工事のうち、常滑市工事成績評定要領に基づく評定を受けた工事とする。

(表彰の要件)

第3条 この要領により表彰を受けることができる建設業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 対象年度に、審査対象工事を2件以上完了させていること。
- (2) 審査対象工事の成績評定において80点以上の評定を受けていること。
- (3) 審査対象工事の成績評定において70点未満の評定を受けていないこと。
- (4) 対象年度から表彰を受ける日までの間に、市の指名停止措置の決定を受けていないこと。
- (5) その他表彰にふさわしくない行為等がないこと。

(審査)

第4条 前条に規定する表彰の要件に係る審査は、常滑市指名審査会にて行う。

- 2 常滑市指名審査会は、表彰対象者を選定し、市長に報告するものとする。
- 3 市長は、前項の規定に基づく選定の結果を踏まえ、表彰する者(以下「表彰者」という。)を決定する。

(表彰)

第5条 表彰は、表彰者に感謝状を贈呈することにより行い、副賞を添えることができる。

- 2 表彰は、毎年度1回実施するものとする。ただし、対象者がいない場合はこの限りではない。
- 3 表彰の結果は、市のホームページ等で公表するものとする。

(庶務)

第6条 優良工事表彰に関する庶務は、総務部財政課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。